

消費者
トラブル注意報
発令中!

保存版



身近に潜む 悪質商法

訪問購入



送りつけ商法



架空請求



点検商法



ワンクリック請求



マルチ商法



かたり商法



「まさか?」

ハイハイ商法

こんなのアリ!?と思ったら...

いやや
188と
覚えておこう!!

あきらめないで、

まず相談!!

1888

消費者ホットライン
(ナビダイヤルサービス)

TEL
(局番なし)

近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)につながります。

宮崎県消費生活センター

こんなツリ? あなたを狙う 悪質商法の手口の数々



点検商法



突然やって来て
「工事が必要」など
不安をあおられても、
契約しないで!

マルチ商法



残ったのは
在庫と借金だけ!

**友だちから誘われても
ぎっぱり断る!**

分かりにくい定期購入



1回だけ、お試しのつもりが
定期購入に!
契約内容をしっかり確認!

送りつけ商法



注文していないのに届いた商品
代金支払いはダメ!

訪問購入



不要物を買取りますと言ってきて、
貴金属を格安で買い取られます!
突然やってくる業者は**家に入れない!**
不要な勧誘は**ぎっぱり断る!**

賃貸住宅トラブル



いつか出て行くときに備えて
契約内容をしっかり確認!
入居時の状態を記録!



SNSやネットの情報には「うそ」が紛れています。安易に信用しないで!



届くのはニセモノ!?
~ あやしい通販サイト ~



「980円~」が高額請求!?
~ レスキュー商法 ~

暗号資産の売買で資産を増やせるよ!



~ あまい投資話 ~



支払うだけで全然稼げない!
~ あやしい副業 ~



クーリング・オフ制度

ご存知ですか?

訪問販売や電話勧誘販売などで、契約した後、契約をやめたいと思った場合、契約書等を受け取った日から一定期間内であれば、特別な理由や金銭負担も一切なく、無条件で契約解除や申込みの撤回をすることができます。

《クーリング・オフの対象と期間》

<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスも含む) ● 電話勧誘販売 ● 特定継続的役務提供 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室、美容医療サービスの7業種) ● 訪問購入(店舗以外での業者の物品購入) 	8日間以内
<ul style="list-style-type: none"> ● 連鎖販売取引(マルチ商法) ● 業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法など) 	20日間以内

ハガキの書き方の例

契約解除(申込み撤回)通知
 契約(申込)日 令和〇年〇月〇日
 商品名 ○○○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売業者名 ○○株式会社 担当者○○氏
 右の契約を解除(申込みを撤回)します。
 (なお、支払い済みの○○円を返金し、商品を引き取ってください。)

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
宮崎太郎

クーリング・オフの方法は?

クーリング・オフする旨を書面または電磁的記録(電子メール、SNS、FAX等)により事業者へ通知します。

ハガキに書く場合は両面コピーをとって、簡易書留または特定記録郵便など記録の残る方法で送付しましょう。

クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同様の通知をします。

記録の残る方法で送付





消費者トラブルのご相談は お近くの消費生活相談窓口へ



西諸県地域
消費生活相談窓口

TEL 0984-23-1179

都城市
消費生活センター

TEL 0986-23-7154

三股町福祉・
消費生活相談センター

TEL 0986-52-0999

日南串間
消費生活センター

TEL 0987-23-4390

延岡市
消費生活センター

TEL 0982-26-0111

日向地区広域
消費生活センター

TEL 0982-55-9111

西都児湯
消費生活相談センター

TEL 0983-23-2110

宮崎市消費生活センター

TEL 0985-21-1755

宮崎県消費生活センター

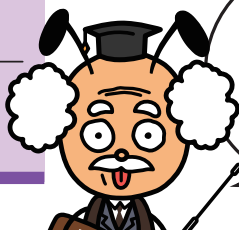
TEL 0985-25-0999

都城支所

TEL 0986-24-0999

延岡支所

TEL 0982-31-0999



最寄りの
センターや
窓口を
確認しよう!